吉川市いじめの防止等のための基本的な方針

平成２８年３月

吉川市

目　次

はじめに

第１　吉川市基本方針の策定

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

　１　いじめの定義

２　いじめの防止のために吉川市が実施する施策

　　　（１）吉川市いじめ問題対策連絡協議会の組織と役割

　　　（２）吉川市教育委員会の調査組織の設置

　　　（３）市が実施する施策

３　いじめの防止のために学校が実施すべき施策

　　　（１）学校いじめ防止基本方針の策定

　　　（２）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

　　　（３）学校におけるいじめ防止等に関する措置

４　重大事態への対処

　　　（１）重大事態への対処の流れ

　　　（２）学校の設置者又はその設置する学校による調査

　　　（３）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

**はじめに**

　いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が公布され、以降、文部科学大臣による「いじめ防止等のための基本的な方針」および埼玉県による「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」が策定された。

　吉川市においては、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」こと、また、「いじめは人として決して許されない人権侵害である」ことを常に意識し、さまざまな施策を行うことで、いじめの早期発見、解消に努めてきた。

　「吉川市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「吉川市基本方針」という。）は、これらの施策をより実効的なものとし、児童生徒の尊厳を守るため、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に努めるよう、法第１２条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

**第１　吉川市基本方針の策定**

|  |
| --- |
| （地方いじめ防止基本方針）  第１２条　地方公共団体は、いじめ防止基本法を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする |

　吉川市は、法の趣旨を踏まえ、国及び県の基本方針を参酌し、吉川市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、吉川市基本方針を定める。

　吉川市基本方針では、実態に応じたいじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめの対処が、吉川市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

**第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項**

１　いじめの定義

|  |
| --- |
| 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第２条） |

２　いじめの防止のために吉川市が実施する施策

（１）吉川市いじめ問題対策連絡協議会の組織と役割

|  |
| --- |
| （いじめ問題対策連絡協議会）  第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるとことにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。  ２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。 |

　　吉川市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、学校、教育委員会、吉川警察署、越谷児童相談所、臨床心理士、その他教育委員会で認める関係者とする。

　　会議の内容は、次のとおりとである。

ア　いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること

イ　市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること

ウ　その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

（２）吉川市教育委員会の調査組織の設置

|  |
| --- |
| 第１４条第３項　前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関を置くことができるものとする。 |

　　吉川市教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「吉川市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

　　また、対策委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

　　対策委員会は、学校における法第２８条に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。

（３）市が実施する施策

ア　学校への支援

（ア）教職員に対する支援

　　・　人権教育に関する各種研修会を実施し、教職員の人権意識を向上させる。

　　・　経験年数の少ない教員を対象に、生徒指導に関する研修会を実施し、指導力を向上させるとともに、同世代教員のつながりを深めさせる。

　　・　年次別研修授業研究時に、指導主事による、いじめの防止等に関する具体的な指導及び助言を行う。

（イ）教材及び情報の共有化

　　・　人権教育における、各校の効果的な実践資料を収集し、資料集を作成、配布

する。

　　・　市内の小中高生徒指導主任による、各校の児童生徒についての情報交換を行

　　　　い、いじめ防止のための連携強化及び対策等に関する情報の共有を行う。

　　・　市内小中学生による人権作文集を作成、配布し、人権意識を啓発する。

（ウ）その他

　　・　国及び県の生徒指導に関する実態調査等にともなう実態把握及び各校の実態に応じた指導、助言を行う。

　　・　いじめの早期発見ならびに指導・支援対象の明確化のためのアンケート（ＱＵ調査）を全中学１年生対象に実施する。

　　・　少人数指導員、学力向上支援員の配置により、個に応じた指導を推進する。

イ　相談しやすい環境の整備

　　・　各校に学校相談員を、また各中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者との相談体制を整備し、必要に応じてカウンセリングを行うとともに、教員のカウンセリング能力や資質の向上に向けた取組を実施する。

　　・　学校教育課だより等を活用して、いじめに関する各種相談窓口について周知する。

　　・　吉川市子育て支援課、社会福祉課と連携し、いじめの背景にある家庭環境等の問題について、解決に向けた支援を行う。

ウ　家庭、地域及び関係団体との連携

　　・　学校応援団実践報告会等において、防犯に関わる地域の方々とのいじめ情報に関する連携を推進する。

　　・　校長会、教頭会を通じて、学校応援団、自治会、ＰＴＡ等によるいじめ防止のための情報提供等の協力を依頼する。

　　・　吉川市少年センターを核として、地域や関係機関と連携した非行防止事業を推進する。

エ　いじめを許さない気運の醸成

　　・　各校において「人権週間」を設定し、独自の取組により人権意識を啓発する。

　　・　人権作文や「子ども人権メッセージ」を活用し、児童会・生徒会活動や授業等において、児童生徒が主体的に考え、話し合う取組を推進する。

　　・　青少年育成吉川市民会議との共催による、青少年健全育成大会に係る活動を通じて、地域社会と青少年の人間関係を深め、地域全体で青少年の健全な育成を推進する。

３　いじめの防止のために学校が実施すべき施策

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

|  |
| --- |
| （学校いじめ防止基本方針）  第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 |

　　　各校は、国のいじめ防止基本方針、埼玉県基本方針、吉川市基本方針を参考に

して、自らの学校として、どのようにいじめ等の取組を行うかについて基本的な

方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」とい

う。）として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や

実施体制を定めるよう、特に、次の点に留意する。

・　法第２２条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。

・　「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に関する具体的な手立てや年間の計画を組織的、計画的に実行できるよう盛り込む。その中に、いじめに関する複数回のアンケート調査の実施、埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間に係る取組等を位置付けるよう努める。

・　年間の取組を検証し、基本方針を見直すことができるようにする。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

|  |
| --- |
| （学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）  第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。 |

　　　学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。

　　　また、この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする母体となるものである。

　　　この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。

　　　また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者、ＰＴＡ、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

（３）学校におけるいじめ防止等に関する措置

　　　教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

　　ア　いじめの防止

　　　　いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。

　　　　未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

　　　　また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。

　　　　更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

　　（ア）教師の言動・姿勢

　　　　　いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

　　　　　また、いじめられている子どもの立場で指導・支援を行うためには、

　　　　①子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

　　　　②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って指導に当たる。

　　　　③いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。

　　　　④教師は、日常の教育活動を通して常に子どもとの信頼関係の醸成に努める。

　　　　　ことを、念頭に置いて対応に当たる。

　　（イ）学級づくり

　　　　　いじめの発生を防止するために

　　　　①児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

　　　　②児童生徒の学習や生活に係る意欲を高める活動を推進する。

　　　　③児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

　　　　などのポイントを押さえた学級づくりに学校全体で取り組む。

　　（ウ）学習指導

　　　　　「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての

一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっ

ては、特別支援教育の視点も積極的に加味する。

　　（エ）保護者間のネットワークづくり

　　　　　いじめの解決には、保護者同士の親密な関係が重要であり、学級規模で保

護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始とする問題行動等の情報

交換や対策について話し合う機会を積極的につくる。

　また、「親の学習」の推進により、いじめ防止等のための保護者の役割に

ついて啓発を図る。

　　イ　早期発見

　　　　いじめは大人が気付きにくく判断しにくい状況下で発生することが多いため、教職員は日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒の変化や危険信号を見逃すことのないようアンテナを高く保ち感度を上げる必要がある。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備し、いじめの実態把握に取組む。

　　ウ　いじめに対する措置

　　　　いじめの発見・通報を受けた場合は、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

　　　　・いじめている子どもへの指導

　　　　・いじめられている子どもへの支援

　　　　・周りではやし立てる子どもへの対応

　　　　・見て見ぬふりをする子どもへの対応

　　　　・学級・学校全体への対応

４　重大事態への対処

（１）重大事態への対処の流れ

　　ア　「重大事態」の意味を全関係者が理解する。

　　イ　いじめられて重大事態に至ったという申出が児童生徒や保護者からあった

場合は学校は適切に対応し、報告・調査等に当たる。

　　ウ　重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

　　エ　当該学校は、法２２条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関し、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握すための調査を行う。

　　オ　上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及び保護者に適切に提供し、学校は教育委員会を通じて市長へ報告する。

　　カ　上記オの調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果について調査を行い、結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。

　　キ　学校について上記カの調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。

（２）学校の設置者又はその設置する学校による調査

|  |
| --- |
| （学校の設置者又はその設置する学校による対処）  第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。  一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  ２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。  ３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。 |

　　ア　重大事態の発生と調査

　　（ア）重大事態意味について

　　　　　「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

　　　　　また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

　　　　・児童生徒が自殺を企図した場合

　　　　・身体に重大な傷害を負った場合

　　　　・金品等に重大な被害を被った場合

　　　　・精神性の疾患を発症した場合

　　　　などのケースが想定される。

　　（イ）重大事態の報告

　　　　　重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

　　（ウ）調査の趣旨及び調査主体について

　　　　　学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

　　（エ）調査を行うための組織について

　　　　　教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する者とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

　　　　　学校における調査において、教育委員会が調査主体となる場合、対策委員会を当該調査を行うための組織とする。

　　（オ）自殺を企図した場合の背景調査における留意事項

　　　　　自殺の企図に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、児童生徒及び保護者に十分配意しながら行う。

　　（キ）その他の留意事項

　　　　　重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がることがある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

　　イ　調査結果の提供及び報告

　　（ア）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する責任

|  |
| --- |
| （学校の設置者又はその設置する学校による対処）  第２８条第２項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 |

　　　　　吉川市又は学校等は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適切に説明する。

　　（イ）調査結果の報告

　　　　　学校に係る調査結果については市長に報告する。

（３）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

|  |
| --- |
| （公立の学校に係る対処）  第３０条第２項　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 |

　ア　再調査

　　　　法第３０条又は第３１条の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係

　　　る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要

　　　と認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以

　　　下「再調査」という。）を行う。

　　この調査は、市長が設置した附属機関等が行う。

イ　再調査の結果を踏まえた措置等

　　市長及び吉川市は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防

止ために必要な措置を講ずる。

**第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

吉川市は、法の施行状況等を勘案して、吉川市いじめ問題対策連絡協議会におい

て吉川市基本方針にある各施策の効果を検証し、吉川市基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

　また、吉川市は各小・中学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認する。